

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 19 日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 特定医療費支給認定申請書（更新用）入力業務委託
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所 岩手県庁舎
- (4) 契約期間 令和 7 年 6 月 23 日～令和 7 年 9 月 22 日
- (5) 入札方法

入札は、(1)の件名で、入力する特定医療費支給認定申請書（更新用）（以下、「申請書」という。）1 件当たりの単価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、岩手県から入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県から、一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づき、入札参加制限又は文書警告等の入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 岩手県から、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づき、指名停止又は文書警告に伴う非指名等の入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (5) 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと。また、岩手県の県税に係る納税義務がある者にあつては、岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目に滞納がないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札説明書の交付を受け、入札説明書にある一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

- (1) 交付期間 令和 7 年 5 月 20 日（火）～令和 7 年 5 月 28 日（水）
土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 所在地 盛岡市内丸 10-1
- (3) 機関名 岩手県保健福祉部健康国保課健康予防担当（難病）
- (4) 電話番号 019-629-5471

なお、(1)の交付期間中は、土日を含めて 24 時間岩手県の下記のホームページからダウンロードできる。

トップページ > くらし・環境 > 医療 > 健康 > 難病（特定疾患）対策

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他入札情報

4 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 期日 令和 7 年 6 月 2 日（月） 午前 10 時 00 分
- (2) 場所 盛岡市内丸 10-1 岩手県庁舎 11 階 会議室

5 入札保証金に関する事項

入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額に入力する申請書の入力見込件数（9,400 件）を乗じて得た額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 その他必要な事項

- (1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (4) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (5) 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。